

平成 28 年 8 月 31 日
全国児童相談所長会会長 桜山豊夫

児童相談所における相談対応について（司法関与と養子縁組の状況）

〈司法関与関係〉

- 一時保護やその後の面会通信制限に司法が関与することについて
 - ・ 子供の権利保障という観点から、一時保護後の司法関与の意義
 - ・ 児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができるかが課題
 - ・ 「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、情報提供を求められる対象が医療機関や学校にも拡大・・・（「できる規定」であり実効性に疑問）
- 平成 23 年、法制審議会や社会保障審議会の検討について
 - ・ 一時保護期間について 2 か月を超えてならない
 - ・ 超える場合には児童福審議会に意見を聴かなければならない

⇒平成 22 年 1 月の「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」
を受け全児相でアンケート調査を実施（H22.5）

◆「同意ない一時保護に裁判所の承認を要すること」：賛成は 1 割

〈養子縁組関係〉

- 特別養子縁組
 - ・ 児童相談所の支援は、実親子関係の構築から開始
 - ・ 特別養子縁組や普通養子縁組は、法的に安定した親子関係を築く
 - ・ 実父母の同意は課題の一つ
 - ・ 養親の側に養子縁組であることを「秘密にしたがる」傾向
 - ・ 特別養子縁組の離縁に、未成年後見人等の選任の検討
 - ・ 特別養子縁組の対象年齢の見直し・・・未成年の養子縁組全般の議論
- 里親制度は、子供のための制度であることを社会全体で受け止める必要